

## 少年審判規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、少年審判規則の改正が考えられる事項を整理したものである。

この要綱案中、「法」とあるのは、少年法（昭和23年法律第168号）をいう。

### 1 観護の措置等の通知先に関する改正

第22条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である。以下同じ）。

（観護の措置に関する通知・法第十七条等）

第22条 観護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第十七条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第十七条第一項第二号の措置が執られている事件について法第十九条第二項、第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、少年にこれらの者がいないときは、少年の申出により、その指定する者一人に、これをしなければならない。

3 第一項の通知は、観護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

### 2 観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護士選任権の告知における申出先に

## 関する改正

第24条の2第1項及び第2項を次のとおり改めること。

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等)

第24条の2 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、  
法第十九条第二項(第二十三条第三項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。ただし、法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をする場合において、法第十条第一項の規定により選任された弁護士である付添人があるときは、弁護人を選任することができる旨は告げることを要しない。

2 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、本人は弁護士、弁護士法人(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。)又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

## 3 決定と同行状の執行指揮に関する改正

第4条第1項を次のとおり改めること。

(決定と同行状の執行指揮)

第4条 法第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項本文、第二十四条第一項第二号及び第三号、第二十六条の二本文、第二十七条の二第五項本文及び第六十四条第一項第三号の決定並びに同行状は、決定をし又は同行状を発した家庭裁判所の裁判官の指揮によつて執行する。

## 4 その他

刑事処分相当の検察官送致決定の根拠条文が「法第20条第1項」と特定されたこと又は特定少年の特例規定が設けられたことに伴う改正

(1) 第2条第5項第2号を次のとおり改めること。

(決定書)

第2条 1～4 (略)

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 (略)

二 法第二十条第一項、第二十四条、第二十四条の二、第六十二条第一項及び第六十四条の決定

三～五 (略)

6・7 (略)

(2) 第3条第1項第1号及び第2項第2号を次のとおり改めること。

(決定の告知)

第3条 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、審判期日において言い渡さなければならない。

一 法第二十四条第一項及び第六十四条第一項の決定

二 (略)

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少年の面前で言い渡さなければならない。

一 (略)

二 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件についての法第二十条第一項及び第六十二条第一項の決定

3～6 (略)

(3) 第4条第1項を前記「3 決定と同行状の執行指揮に関する改正」のとおり改めること。

(4) 第5条第1項を次のとおり改めること。

(決定の通知)

第5条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第六十二条第一項又は

第六十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項の決定をしたときも、同様とする。

2・3（略）

- (5) 第21条の2を次のとおり改めること。

（少年鑑別所等への通知）

第21条の2 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときも、同様である。

- (6) 第22条第1項を前記「1 観護の措置等の通知先に関する改正」のとおり改めること。

- (7) 第24条の見出しを次のとおり改めること。

（検察官への送致の方式・法第二十条第一項等）

第24条（略）

- (8) 第24条の2第1項を前記「2 観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護人選任権の告知における申出先に関する改正」のとおり改めること。

- (9) 第24条の3第1項を次のとおり改めること。

（観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所・法第四十五条第四号等）

第24条の3 検察官は、あらかじめ、裁判長に対し、法第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容されている者について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をするときは本人を他の少年鑑別所若しくは刑事施設に収容すること又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により

留置施設に留置することに同意するよう請求することができる。

2・3（略）

- (10) 第35条の見出しを次のとおり改めること。

（保護処分の決定の言渡・法第二十四条等）

第35条 1・2（略）

- (11) 第36条の見出しを次のとおり改めること。

（保護処分の決定の方式・法第二十四条等）

第36条（略）

- (12) 第37条第1項及び第2項を次のとおり改めること。

（各種の保護処分の形式と通知等・法第二十四条）

第37条 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の決定をするには，保護観察をすべき保護観察所を，法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をするには，送致すべき少年院の種類（少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）を指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の決定をしたときは保護観察所長に，法第二十四条第一項第二号の決定をしたときは児童相談所長に，同項第三号又は第六十四条第一項第三号の決定をしたときは少年鑑別所長に，速やかにその旨を通知しなければならない。

- (13) 第39条の見出しを次のとおり改めること。

（環境調整の措置・法第二十四条等）

第39条（略）

以上